

要求仕様書

1 件名

区立小中学校における外国語指導助手派遣

2 目的

外国語指導助手（以下「ALT」）を活用することにより、国際理解教育を推進するとともに、小学校においては児童のコミュニケーション能力の素地、中学校においては生徒のコミュニケーション能力の基礎を養うこと及び教員の外国語の指導力を養うことを目的とする。

3 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、法令違反や重大な管理瑕疵がない場合かつ当該年度の成績を評価し、評定結果が優秀・良好の場合、次年度の契約について会計年度の予算成立を条件として継続可能とする。

継続期間は、契約初年度より最長3年を限度とする。

なお、状況により評定結果を問わず、最長3年の継続期限を待たずに業者を再度選定する可能性がある。

4 業務内容

(1) 小学校

ア 授業等における指導

外国語活動及び外国語科の授業やその他各学校が設定する外国語に触れる時間において、小学校学習指導要領が示す目標及び内容に沿って、各学年の発達段階に応じながら、以下の指導を行うこと。小学校1、2、3、4学年の授業では、派遣先（各学校）が示した内容に準拠したものであり、小学校5、6学年の授業では、江戸川区で採択された教科用図書に準拠したものであること。また、派遣先（各学校）が土、日、祝日に教育活動を行う場合にも、同様の指導を行うこと。

(ア) 小学校1、2学年においては、3、4学年の外国語活動に、円滑に接続できるような、「遊び」の要素を取り入れた以下の業務

a 身近な場面における、外国語での会話に親しむ学習指導

b 外国語のリズムやジェスチャー等、体を使って外国語に親しむ学習指導

(イ) 外国語の歌や絵本の読み聞かせ

(ウ) 外国語の発音や基本的表現のモデリング

(エ) 外国語を使っのゲーム

(オ) 母国の文化紹介

(カ) 担当教員等との英語会話の実演

- (キ) その他国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の素地を養うために有効な学習活動

イ 学校行事や特別活動等の教育活動における指導

- (ア) 異文化理解のための学校行事（運動会、学芸会等）への参画
- (イ) 特別活動及び給食の時間における児童との交流業務
- (ウ) クラブ活動における指導
- (エ) 委員会活動への参画
- (オ) あいさつ活動への参加
- (カ) 長期休業中に開催するイベント等における児童との交流及び指導

ウ 学習指導要領に基づく学習指導案、授業設計等に関する情報提供

エ 小中連携を推進する教員への協力

中学校の授業等の参観、中学校外国語担当教員との情報交換、小中連携の取組についての協議、中学校への出張授業等への協力

オ 教員に対する語学研修

カ その他前各項に準ずる業務

(2) 中学校（英語重点モデル校を除く）

ア 授業等における指導

外国語科の授業において、中学校学習指導要領第2章第9節が示す外国語科の目標及び内容に沿って以下の指導を行うこと。なお、江戸川区で採択された教科用図書に準拠したものであること。また、派遣先（各学校）が土、日、祝日に教育活動を行う場合にも、同様の指導を行うこと。

- (ア) 英語モードへの切り替え
- (イ) 習得する会話表現単語の導入
- (ウ) 会話表現単語の反復練習
- (エ) 会話表現を活用したコミュニケーション活動
- (オ) 習熟度の確認
- (カ) 担当教員等との英語会話の実演
- (キ) その他国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の基礎を養うために有効な学習活動

イ 学校行事や特別活動等の教育活動における指導

- (ア) 異文化理解のための学校行事（運動会、学芸会等）への参画
- (イ) 特別活動及び給食の時間における生徒との交流業務
- (ウ) 部活動における指導等の放課後の教育活動への参画
- (エ) 委員会活動への参画
- (オ) あいさつ活動への参加
- (カ) 長期休業中に開催するイベント等における生徒との交流及び指導

ウ 学習指導要領に基づく学習指導案、授業設計等に関する情報提供

エ 小中連携を推進する教員への協力

小学校の授業等の参観、小学校外国語担当教員との情報交換、小中連携の取組についての協議、小学校への出張授業等

オ 教員に対する語学研修

カ その他前各項に準ずる業務

(3) 英語重点モデル校

ア 授業等における指導

外国語科及び他の教科等の授業において、中学校学習指導要領第2章第9節が示す目標及び内容に沿って以下の指導を行うこと。なお、江戸川区で採択された教科用図書に準拠したものであること。また、派遣先（各学校）が土、日、祝日に教育活動を行う場合にも、同様の指導を行うこと。

- (ア) 英語モードへの切り替え
- (イ) 習得する会話表現単語の導入
- (ウ) 会話表現単語の反復練習
- (エ) 会話表現を活用したコミュニケーション活動
- (オ) 習熟度の確認
- (カ) 担当教員等との英語会話の実演
- (キ) その他国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の基礎を養うために有効な学習活動

イ 学校行事や特別活動等の教育活動における指導

- (ア) 異文化理解のための学校行事（運動会、学芸会等）への参画
- (イ) 特別活動及び給食の時間における生徒との交流業務
- (ウ) 部活動における指導等の放課後の教育活動への参画
- (エ) 委員会活動への参画
- (オ) あいさつ活動への参加
- (エ) 長期休業中に開催するイベント等における児童との交流及び指導

ウ 学習指導要領に基づく学習指導案、授業設計等に関する情報提供

エ 小中連携を推進する教員への協力

小学校の授業等の参観、小学校外国語担当教員との情報交換、小中連携の取組についての協議、小学校への出張授業等

オ 教員に対する語学研修

カ その他前各項に準ずる業務

5 派遣業務履行場所

区内小中学校のうち、教育委員会が指定する学校

6 派遣業務履行日数

教育委員会が学校ごとに指定する。

7 派遣業務履行日

教育委員会が指定する各学校の派遣業務履行日数に基づき、学校ごとに決定する。学校において行事等の都合上、派遣業務履行日を変更する場合は、予めALTと派遣先で協議・合意のうえ、変更することができる。

8 派遣業務履行時間

派遣業務の履行は各学校の始業時間から終業時間までの間を原則とし、1日7時間45分とする。

9 ALTの条件

- (1) 原則として、英語を母語または公用語として使用していること。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業していること、または、在外の大学の在學生で適切な方法により日本に招聘されていること。
- (3) 学習指導要領を理解し、業務の履行に必要な水準の指導力及び教授技術を持っていること。
- (4) 業務履行上要する日本語能力を有していること。
- (5) 学校から提出されたレッスンプランを理解し、指導する教員の補佐役として職務を履行すること。
- (6) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を所持していること。
- (7) 定期的に健康診断を受けており、心身ともに健康で、円滑に職務の履行ができること。
- (8) 学校現場にふさわしい服装で職務の履行をすること。

10 派遣元の業務

- (1) 派遣先の要望に応じて、派遣元はALTに対し、業務内容についての指導・監督を行うこと。
- (2) 派遣元の都合により、予定していたALTによる業務を履行できない場合、派遣元は代替りのALTにより業務を履行するか、またはALTと派遣先が調整のうえ派遣期間中の他の日に業務を履行すること。
- (3) 派遣元は、学校への定期的な電話や訪問等により、派遣業務履行状況の把握、評価を行い、ALTに対して、必要な改善をはかること。
- (4) 派遣元は、派遣業務を円滑に履行できるようALTに対し、学習指導要領の理解を促すための研修を計画的に実施すること。
- (5) 派遣元は、ALTに対し、教職員との連携、授業づくり、児童生徒の学習状況についての意識調査を行い、その結果を教育委員会へ提供すること。
- (6) 派遣元は、派遣先の児童生徒及び教職員に対し、外国語の授業についてのアンケート調査を行い、その結果を教育委員会へ提供すること。
- (7) ALTの労務管理及び健康診断等の実施については、派遣元が行うこと。
- (8) 派遣元またはALTの責に帰す理由により、教育委員会、学校または第三者に損害を与えた場合は、派遣元の責任において賠償すること。
- (9) 派遣業務に関する改善要望については、派遣元が誠意をもって対応すること。
- (10) 派遣業務に問題が生じた場合は、派遣元は速やかに派遣先に通知すること。

11 派遣先責任者、指揮命令者及び苦情処理担当者

- (1) 本派遣業務における派遣先責任者は、派遣先の校長とする。派遣先責任者は、派遣元に対してALTとの調整を求めることができる。

- (2) 本派遣業務における指揮命令者は、派遣先の校長または副校長とする。ただし、教科担当教員が代理で指揮する場合がある。指揮命令者は、ALTに対して従事すべき業務に関する必要な指揮命令を行う。
- (3) 本派遣業務における苦情処理担当者は、派遣先の校長または副校長とする。なお、苦情処理については、派遣先責任者及び派遣先と派遣元の双方で協議のうえ、誠意をもって当該苦情の処理を図り、その結果について、速やかに申し出者に通知するものとする。派遣先または派遣元は、苦情処理について、その都度苦情を受けた年月日、苦情の内容及び処理状況を記録するものとする。

12 法令の遵守

派遣元は、法令を遵守し派遣業務を履行しなければならない。

派遣元は、教育委員会が必要と認め求める場合は法令遵守状況を説明しなければならない。

13 派遣業務履行状況の調査

派遣業務履行状況の調査・改善は、次の通りとする。

教育委員会が主体となり、派遣元に対する業務評価を年1回以上実施し、当該年度内の業務実績を評価する。なお、派遣業務の範囲において標準レベルを満たさない評価項目があった場合は、当該派遣元から状況を聞き取ったうえで、業務改善計画の提出を求める。その後、業務実施状況の評価を再度行い、契約更新の可否等を決定する。ただし、更新を行う場合は、予算の成立を前提とする。

14 業務完了報告

派遣元は、各月の最終業務終了後、10日以内に実績報告書を教育委員会に提出する。

15 支払方法

- (1) 支払いは、1日を単位として行う。
- (2) 教育委員会は、業務の完了を確認後、派遣元から支払金の請求を受ける。
- (3) 教育委員会は、派遣元から正当な請求を受けた日から30日以内に派遣元の指定する金融機関に請求金額を支払う。

16 費用

ALTの採用・研修等にかかる経費、福利厚生費、交通費等の必要経費は、派遣料金に含むこととする。

17 その他

- (1) 派遣元は、教育委員会の指示に従って必要な準備等を行い、確実に業務を履行する。
- (2) 派遣先は、ALTに対し、更衣室及び保健室の利用機会を付与し、机、椅子、ロッカー等の業務で使用する備品及び消耗品を貸与する。

- (3) 派遣元は、最低賃金（毎年１０月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改正後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議のうえ別途定める。